

## 令和2年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和2年1月23日瑞穂町教育委員会第1回定例会が瑞穂町役場に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君・教育指導課長 小熊 克也 君  
教育指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第1号 第2次瑞穂町教育基本計画について

日程第4 報告事項1 瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第1号、第2次瑞穂町教育基本計画について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第1号については、現行の第1次瑞穂町教育基本計画の計画期間が令和元年度をもって終了となるため、次期教育基本計画を、議案として提出するものです。

概略を説明します。

現行の教育基本計画は平成22年3月に教育委員会の議決を経て、平成22年度から瑞穂の学校教育を進めるにあたっての指針として定められ、令和元年度までの10年間を司ってきました。この間、教育界の動向は大きく変化し、直近では学習指導要領、国の教育振興基本計画、東京都の教育ビジョンの改訂が相次いで行われました。これらの動向を踏まえながら、瑞穂町教育基本計画審議会を令和元年度に設置し、第1次瑞穂町教育基本計

画を総括した上で、令和2年度からの10年を司る、瑞穂町にふさわしい学校教育の在り方、方向性について審議を重ねてまいりました。パブリック・コメント等を経て、この度、第2次同計画案ができましたので教育委員会会議でのご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。詳細は教育指導課長が説明します。

教育指導課長 それでは第2次瑞穂町教育基本計画案の目次をご覧ください。章立ては6つからなり、第I章が第2次瑞穂町教育基本計画についての考え方、第II章が国及び都の動向、第III章が瑞穂町を取り巻く状況と社会情勢等の変化、第IV章が瑞穂町教育委員会教育目標と基本方針、第V章が計画の体系、第VI章が前期5年間で取り組む主要な施策・事業となっています。第IV章の瑞穂町教育委員会教育目標と基本方針は変更ございません。

今回の改訂に当って重視したことは3点あります。

1点目は、教育界の動きは日進月歩であり、第2章にある通り、第2次同計画の内容は国や都の動向を十分に踏まえたものとなっております。特に令和2年度小学校から完全実施となる新学習指導要領、平成31年3月に改訂のあった東京都教育ビジョンを十分に踏まえています。

2点目は、第III章にある通り、第1次同計画の総括を行いました。総括をするに当っては昨年度、瑞穂町の児童・生徒、保護者、教員から、アンケートを実施しました。これらを基に、現状を分析しました。

3点目は、第V章にある通り、計画の体系を明確にし、これまで行って継続していく事業や新たな事業について、どの教育目標や基本方針から降りてきているのかを分かりやすくしました。当たり前のことですが、教育目標や基本方針につながらない事業の存在はあり得ません。しかし、これまでは関連性はあるものの明確でない面もありました。事業1つ1つに根拠性をもたせるため体系化は必要なことです。

32ページをお開けください。今、説明したことが一番分かる図です。このように4つの階層、すなわち、

フェーズ分けをしています。フェーズ1が教育目標、フェーズ2が基本方針、フェーズ3が基本方針を実現する9つの方向性、フェーズ4がフェーズ3の9つの方向性から降りてくる事業等となっています。フェーズ3の9つ方向性ですが34ページをお開けください。ここに示している9つの方向性の文言については、先ほど説明した1点目の国や都の動向、2点目の第1次同計画の総括を踏まえて瑞穂町の児童・生徒に必要な教育等の方向性として提案させていただいています。

なお、第1次同計画で中核的であった人間力の育成は、33ページにあります通り、見直しを図り、これまでの人間力の育成で示されていた理念を継承しつつ、より分かりやすい言葉、学習指導要領でも使われている生きる力の育成に置き換えていきます。

40ページをお開けください。このページから第VI章「前期5年間で取り組む主要な施策・事業」となっており、主な実施計画まで示しています。基本計画に実施計画まで反映されている自治体はそう多くはありませんが、第1次同計画や第4瑞穂町長期総合計画にも見られるつくりとなっています。主な実施計画の掲載の有無について両論があるところだと思いますが、事務局といたしましては、現場の校長先生を始めとする教員に迷いが生じたり、軌道がそれたりすることなく、この教育基本計画を見て、しっかりと教育をしていただいたいと考えています。いわば瑞穂町の教育ナビとしての位置付けです。また、教育委員会事務局でも、毎年度点検・評価に基づきながら、次年度の主要施策等を打ち立てる際に、重点化を図る選択肢として捉えるものと考えています。

最後に議案末尾の付属資料をご覧ください。内容は、パブリック・コメントによるご意見とその回答、教育委員の皆様からのご意見とその回答を添付しています。パブリック・コメントでは2件ありました。どれも肯

定的で支持されているものと受け止められます。教育委員の皆様からは3点ございました。回答にある通りの対応とさせていただきます。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより、議案第1号に対する質疑を行います。  
何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 これだけたくさん事業がありますと、全てを実施するのは大変なことだと思います。学校ごとに課題が異なり、各校の実情にあった運営を行っていくものと考えますが、そのように動いていくのか確認したい。  
また、各校の自主性に任せることも大事ですが、偏りがあった場合、第三者の目も必要であります。教育委員会としてどのように働きかけるのでしょうか。

教育指導課長 基本的にそのように考えています。お示しした計画や方向性に沿って、最終的には学校長の判断の下、決めていくものと考えています。また、偏りがあった場合の対応については、基本的に本計画は、学指導要領に従い、国や都の動向を踏まえて、網羅的なものであり偏りが無いものと考えています。方針という形で示していますので、様々な状況の変化にも対応出来るものと考えます。

村上委員 例として、学力の向上を図り必要がある学校が、その他の部分に注力するなどした場合、教育委員会として働きかけることはないのでしょうか。

教育指導課長 基本計画というものは大綱的な意味合いがありまして、全てを細かく表記しているものではありません。これを元にしながら、子どもたちの実態や新しい動きも踏まえながら、指導・助言を行い、最終的には学校長の判断となりますが、変革にも対応可能なもので、柔軟に対応していきます。

村上委員 協力体制で行っていくということによろしいでしょうか。

教育指導課長 その通りです。

関谷委員 計画の体系の部分で「人間力の創造」があります。その中で、従来の流れで「人間力の力」という言葉があっ

てしかるべきだったんですが、今後のことを考えると「生きる力」に変えた点は良かったと思います。先日の成人式の時、保護司として携わった子どもたちと会いました。いろいろ話をしてみると、「学校時代にもう少し勉強をしておけばよかったな」といったことが聞けました。また、「もっと本を読んでおけば創造力が身について、あんなばかげたことをしなかった」などと言っていました。在校時に「生きる力」を育めるよう取り組んでいただけたらと感じました。

滝澤委員 10年先を見越した計画ですが、毎年国や都から100近くの重点施策がおりにきたりして、対応していかなければならないわけですから、あまりきめ細かすぎると10年先まで使えないものになってしまいます。今回の内容では、新学習指導要領の重点の一つである、主体的・対話的で深い学びがキーワードになっています。

以前には、問題解決型の学習ですとか課題追究型の授業改善を、などがありました。今回の計画内にそういった文言の記載があるでしょうか。言葉として記載がないにしても、この項目で関連性がありますなどをお伝えいただければと思います。

教育指導課長 キーワードの件ですが、7ページをご覧ください。ここに国の動向として示していますが、新学習指導要領について触れています。その中に、主体的・対話的で深い学びという言葉やカリキュラムマネジメントという言葉が入っています。当然この言葉に基づいて本計画が位置付けられていると認識しています。

また、50ページのフェーズ4のところで、追記にて「生きて働く基礎知識的な義務の習得」なども記載してございます。44ページの「ふるさと学習『みずほ学』の推進」の具体的な狙いの中にも触れてあります。

滝澤委員 分かりました。今説明していただいたところを踏まえて、授業改善等に活用できたらと思います。

中野委員 パブリックコメントに関連して、一般の方のホームページの閲覧数などが分かりましたら、教えていただきたい。

教育指導課長 パブリックコメントは2つの方法で行いました。ホームページによるものとコミュニティセンターと図書館

に用紙を置いたものです。ホームページによるものは0件で、ここに記載されているものは全て紙ベースで頂いたものになります。閲覧数については把握していない状況です。

中野委員 今回の教育基本計画に対するパブリックコメントについて、他の計画と比較して興味を持たれているのかなどの印象はいかがでしょうか。

教育指導課長 そもそも意見が2件しかありませんでしたので、それをもって全体を把握することは難しいと考えています。むしろ今後、本計画を定めたことについて、学校の教職員や保護者、そして町民の方々に普及啓発していく、発信していくことが大切であると考えます。具体的には夏季休業日を利用して、町民の方々への説明会なども計画しているところでございます。

鳥海教育長 町全体でも、長期にわたる計画や事業全体の計画などを策定する際には、有識者の意見を聞く会議や広く意見を募るパブリックコメントを実施しています。その中で、意見が一つも出てこないものも多く見受けられます。多く集まるものとしては、長期総合計画になります。それを基にした大きな計画等であっても少ないのが現状であります。

今回、2件のご意見が寄せられましたが、これが少ないとは言い切れず、特異なものとしての印象も持っていないところです。

滝澤委員 10年に一度の改訂である第2次瑞穂町教育基本計画では、学校教育が大きな柱となっていると思われませんが、10年先とはいいませんが、3～4年先を見据えた授業改善について、教員向けの説明会等を実施するお考えはありますか。

教育指導課長 まず2月の校長定例会にて周知いたします。校長を通じて教員や保護者への周知では不十分でありますので、町民への周知については、先ほども延べましたが、夏季休業期間中を利用して、教員の研修の一環としての位置付けも兼ねての説明会なども計画しているところでございます。

関谷委員      今の件は、教育関係者に留まらず、町民全体に発信していくと捉えましたが、町のイベントの教育長挨拶でも、教育委員会の考え方や学校の方向性なども常に発信しています。私も先日の産業まつり反省会の冒頭で、教育委員会の動きなどを伝えました。随所に取り入れることによって、あまり関係のない方にも学校の取り組み方などが浸透していくものと考え、発信し続けることの大切さを感じています。

鳥海教育長      私も、どんどんPRしていくことは大事だと考えています。良い例が、先日受賞しました、文部科学大臣表彰だと思います。これは、瑞穂町の教育の方向性である「ふるさと学習みずほ学を推進していくこと」に対する表彰になっています。こういった事例をPRしていくように、教育員委員会事務局職員に伝えているところです。

関谷委員      主体的・対話的で深い学びに関連しますが、先日、図書館をつかった調べる学習コンクールが開催されました。当初は一つの小学校、次年度は全小中学校、今年度は大人も高校生も含めた規模になりました。小学校の図書司書の方も応募され入選され、その学校に通う子どもたちも感化されてか多数の応募がありました。

この事業は、主体的に課題を見つけ、図書館へ行き調べ、まとめ、発表することになります。まさに、新学習指導要領の主たる部分がつまった良いものであったと感じました。ぜひこれかも続けていただきたい事業です。

教育指導課長      ご指摘ありがとうございます。52ページに記述がありまして、「読書活動の推進」では、図書館との連携を図りながら調べる学習の企画運営に対する協力であるとか、学校と図書館のオンライン化で図書館機能を充実させるなどを行っていきます。そういったところで、図書館との連携を強化していきます。

滝澤委員      今、図書館の話題が出ましたので、同じ課である郷土資料館でも、みずほ学の発表を資料館で行ったり、新しい学校の動きや郷土理解に関するPRさせてもらったりしています。教育委員会から発行している刊行物にも、教育委員が発信する場があったりして、いろいろな場面でのPRをしてきています。また、毎年行われて



いる元狭山地区の新年会であいさつの機会をいただければ、教育委員会事業や学校に関することなどもお伝えしています。

授業改善については、自ら動き出す子どもは問題ないのですけれども、全ての子どもに主体的・対話的で深い学びをさせたいとなると、授業の場で意図的計画的に行っていかなければならない。その点は、社会教育とは少し異なる部分だと思います。教育委員会として小教研などに対して、もう少し強く主張していてもいいのではと感じるところもあります。全体的な底上げが必要になってくるための手法を研究していただければと思います。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第1号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第1号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、報告事項1、瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、報告事項1については、令和2年1月1日、組織名称変更に伴い、瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正しましたので、報告するものです。

詳細について説明いたします。

2枚おめくりいただき、A4横、瑞穂町組織規則の改正に伴う瑞穂町規則の整備に関する規則による被改正規

則一覧をご覧ください。

この表は、町部局で改正を行った規則の一覧表となりますが、表の最下段の瑞穂町奨学金支給条例施行規則については、町部局で条例及び規則制定後、教育委員会が高等学校等入学時奨学金の支給事務所管しているため、今回の改正を報告するものです。

改正の内容は、表の右側、改正前、改正後のとおり、第3条第1項第5号において、「教育課長」を「学校教育課長」に改めるものです。附則として、この規則は令和2年1月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明は終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和2年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時38分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員